

1-1. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

令和2年10月30日現在

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
北海道	1994		2017			
青森	2017			2000		
岩手	1997	2006	2003		2004	
宮城	2008	2008	2010	2005		
秋田	2017	2017	2002	2006	2003	
山形	2020	2016	2009	2007		
福島	2016	2010	2009	2007		2007
茨城		2005				
栃木	1994	2006	2006	1997		
群馬	2000	2010	2012	2003	2006	2015
埼玉	2006	2006				
千葉	2005	2013		1998		
東京	2005					
神奈川	2003	2018		2003		
新潟	2017	2014	2011	2007		2018
富山	2015	2012	2010	2004	2017	2017
石川	2015	2009	2002	2000		
福井	2004	2010	2009*	2015		
山梨	2005	2007		2007		
長野	2001	2009	2002	2000	2000	
岐阜	2011	2010	2009		2001	
静岡	2004	2010			2000	
愛知	2005	2004		2004	2000	
三重	2002	2010		2014		

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
滋賀	2005	2012	2008*	2002		2010
京都	1996	2011	2004*	2007		
大阪	2002	2007				
兵庫	1994	2009	2003	2009		
奈良	2000	2008				
和歌山	2008	2007		2013		
鳥取	2003	2002	2007*			
島根	2003	2002	2003*			
岡山	2003	2006	2000*	2019		
広島	2003	2003	2003*			2017
山口	1999	2004	2003*	2016		2014
徳島	2001	2005		2015		
香川	2002	2007		2015		
愛媛	2008	2004		2020		
高知	2005	2002				
福岡	2001	2005				
佐賀		2003				
長崎	1994	2005				
熊本	2000	2008				
大分	1997	2002				
宮崎	2000	2008		2006		
鹿児島	2000	2007				
沖縄		2019				
策定数	44	44	22 (保護:8 管理:14)	27	8	7

注) 表中の数値は計画開始年度（2000年以前は任意計画を含む）

奈良県、鹿児島県のニホンジカ計画は、2地域で策定

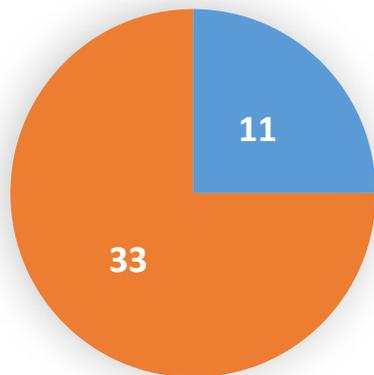
*：第一種特定鳥獣保護計画

1-1. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

- ニホンジカの特定期間等における被害防除や被害軽減目標については第12次計画で11計画、生息環境管理・植生回復目標については2計画で数値目標が設定されている。
- 第11次計画で設定した被害防除・被害軽減目標について、一部管理区域で達成していたのは1計画、達成に至らなかったのは2計画、評価されていないのは38計画であり、生息環境管理・植生回復目標については、達成に至らなかったのは1計画、40計画で評価されていなかった。

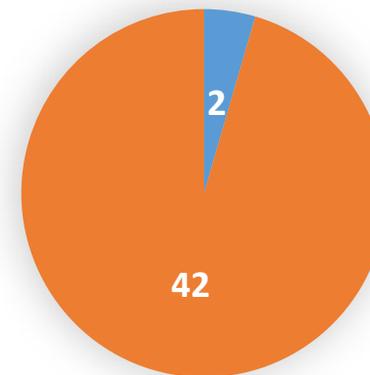
被害防除・被害軽減目標

生息環境管理・植生回復目標



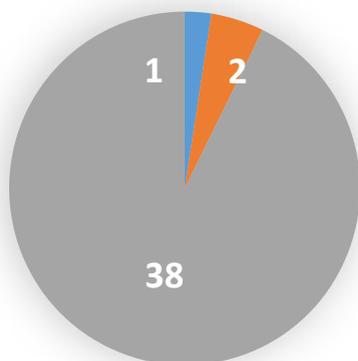
第12次計画

■ 設定している



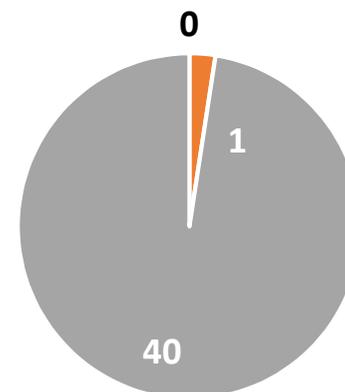
第12次計画

■ 設定している



第11次計画

■ 一部管理区域で達成
■ 達成には至らなかった
■ 評価されていない



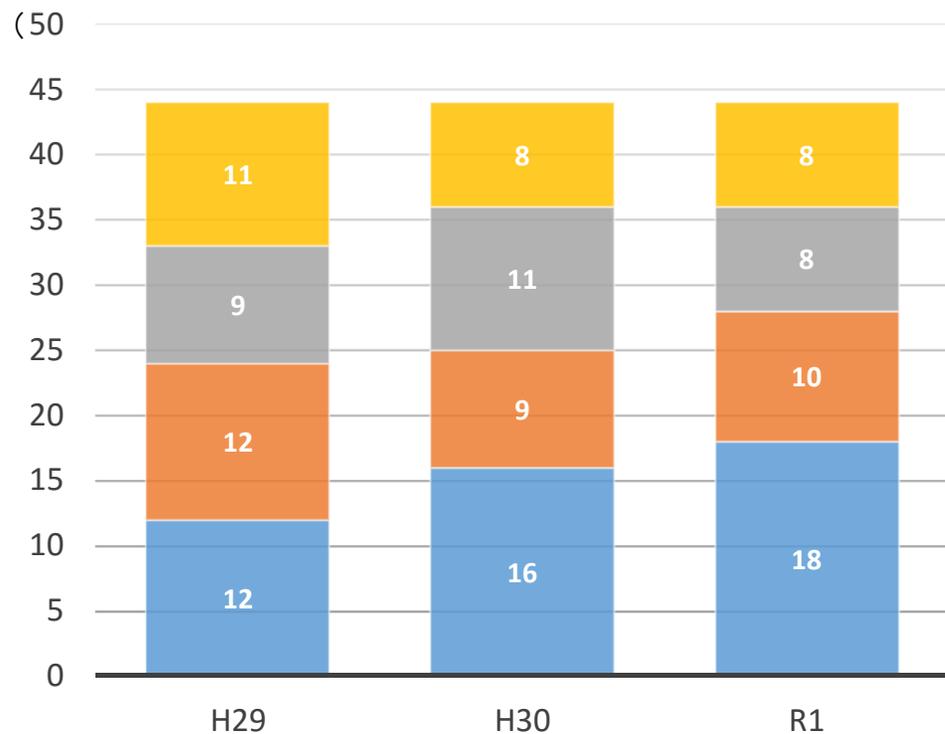
第11次計画

■ 一部管理区域で達成
■ 達成には至らなかった
■ 評価されていない

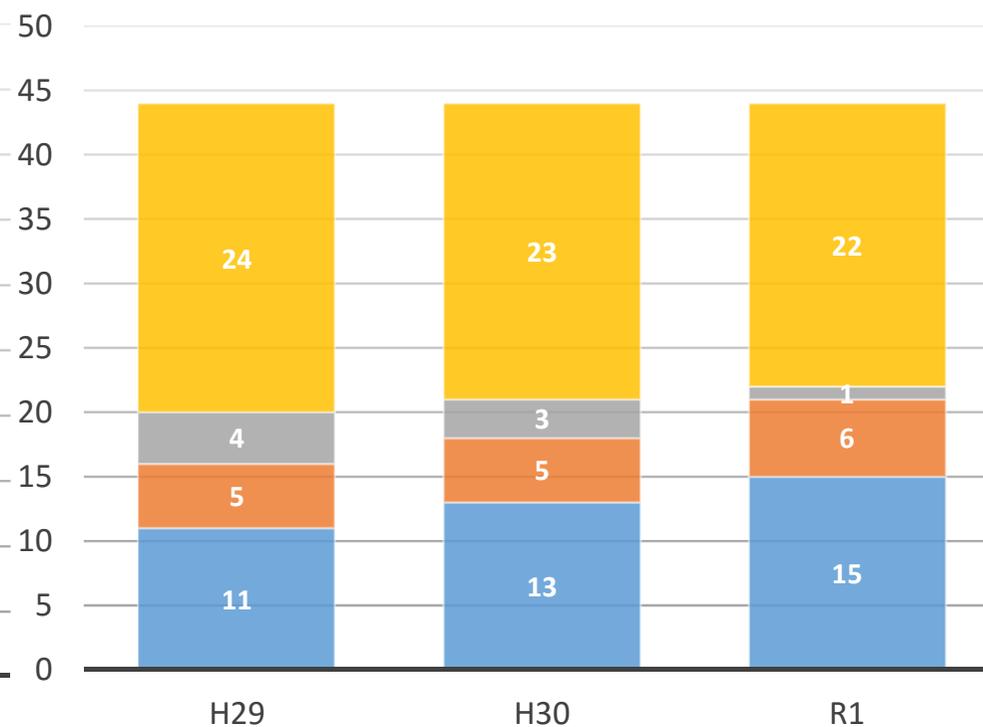
1-1. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

第二種特定鳥獣管理計画等の捕獲の数値目標の達成状況

ニホンジカ



イノシシ



- 捕獲の数値目標設定なし
- 捕獲の数値目標未達成（80%未満）
- 捕獲の数値目標未達成（80%以上）
- 捕獲の数値目標達成（100%以上）

- 捕獲の数値目標設定なし
- 捕獲の数値目標未達成（80%未満）
- 捕獲の数値目標未達成（80%以上）
- 捕獲の数値目標達成（100%以上）

1-1. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

ニホンジカ・イノシシの推定個体数と捕獲数

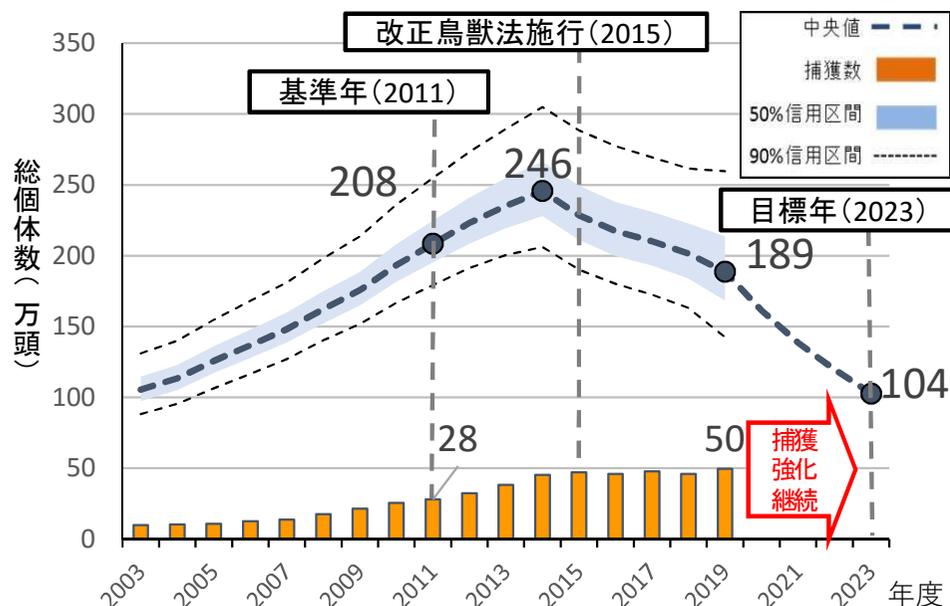
【推定個体数（令和元年度）】 ニホンジカ（本州以南）約189万頭、イノシシ約80万頭

【全国の捕獲数（令和元年度速報値）】

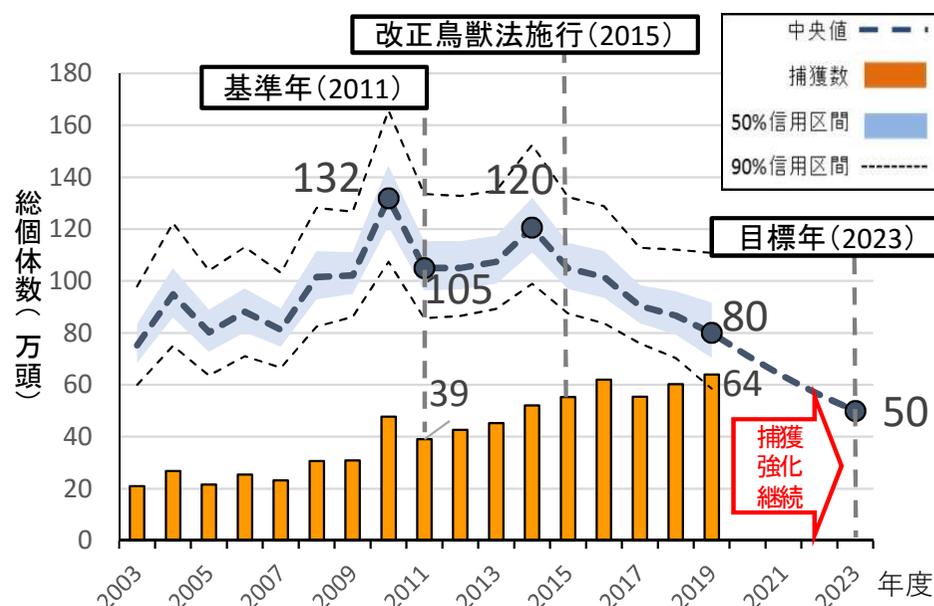
ニホンジカ（本州以南）約50万頭、イノシシ約64万頭

→平成26年度をピークに、推定個体数は減少傾向にあるが、令和5年度の半減目標の達成に向け、さらなる捕獲強化が必要。

ニホンジカ（本州以南）の推定個体数の推移



イノシシの推定個体数の推移



※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等のデータを追加して行うため、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の個体数の推定値も、数十万頭レベルで変わってくる可能性がある。

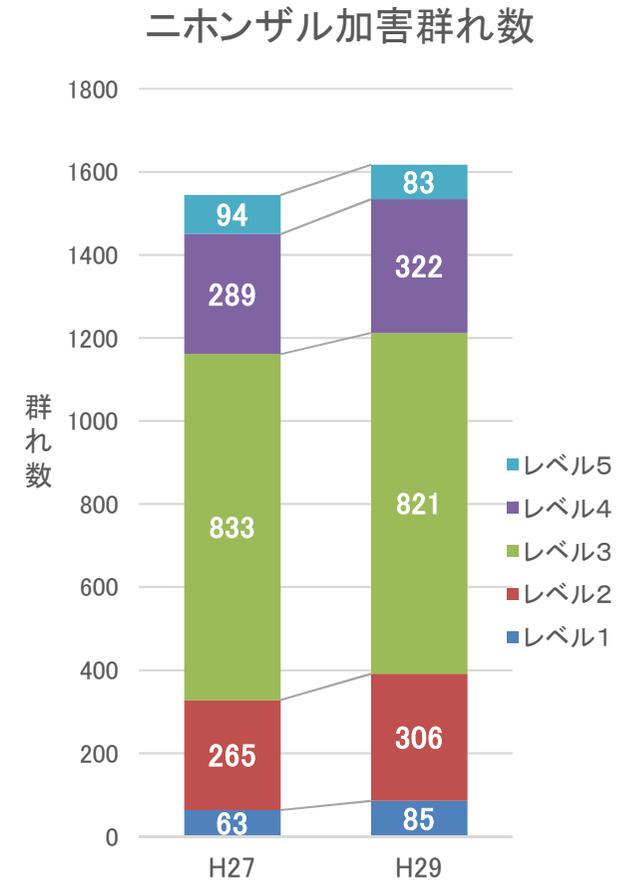
- ・北海道では、独自の推定方式でニホンジカ（エゾシカ）の生息数を計算しており、計算結果のデータ形式も異なることから、それ以外の地域の計算結果と科学的に妥当な方法で足し合わせることができない。
- ・北海道では、令和元年度の推定生息数は67万頭となっている。
- ・北海道の令和元年度のニホンジカ捕獲数は約11万頭となっている。

1-1. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

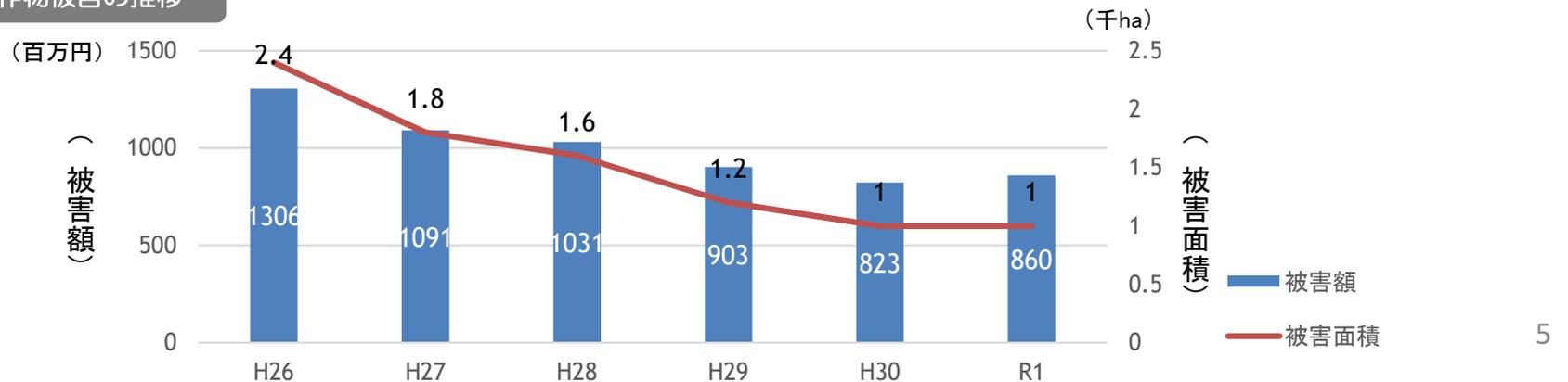
ニホンザルの加害群れの数

加害レベル		2015年 (H27)	2017年 (H29)	増減
レベル5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。	94 (6%)	83 (5%)	1割減
レベル4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。	289 (19%)	322 (20%)	1割増
レベル3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。	833 (54%)	821 (51%)	微減
レベル2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。	265 (17%)	306 (19%)	1割増
レベル1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。	63 (4%)	85 (5%)	1割増
レベル0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。	—	—	—
合計		1,544	1,617	

※()内は各年度中の加害群れに占める割合を示す

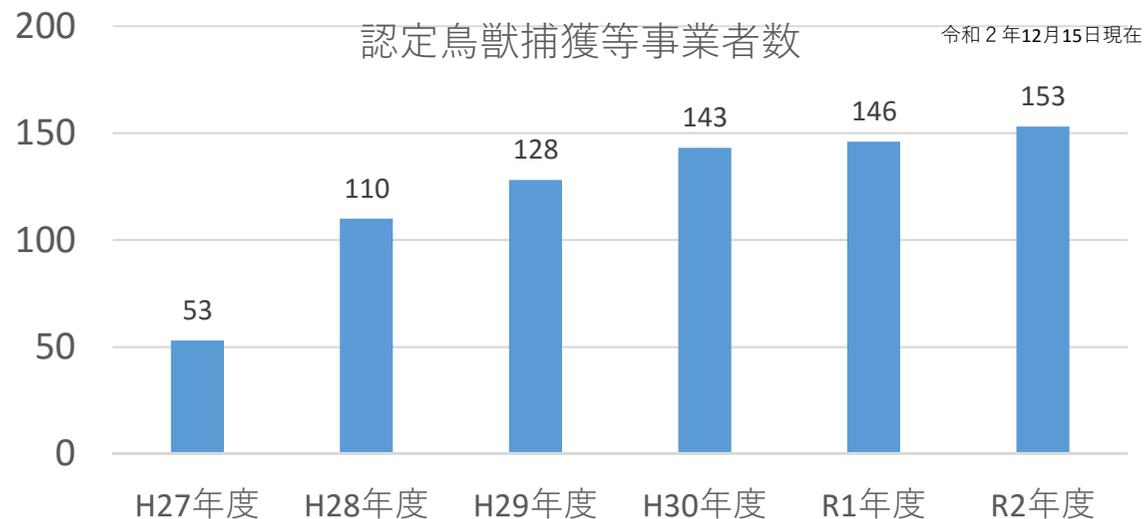


ニホンザルによる農作物被害の推移

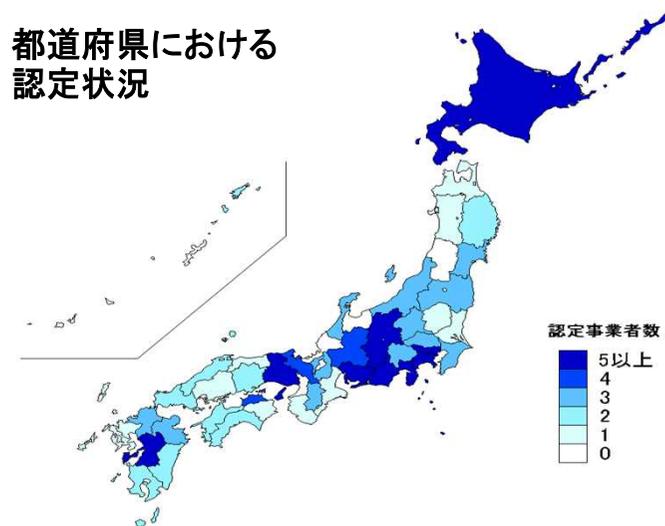


1-3. 鳥獣の管理の強化（認定鳥獣捕獲等事業者）

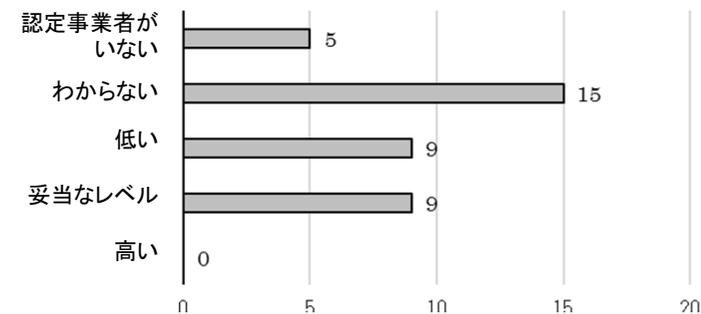
認定鳥獣捕獲等事業者の状況



都道府県における認定状況



年度	指定管理鳥獣捕獲等事業 (捕獲業務契約件数)	認定鳥獣捕獲等事業 者受託件数	認定鳥獣捕獲等事業者 受託割合
H27	32	27	84%
H28	44	29	66%
H29	49	49	100%
H30	59	49	83%
R1	92	81	88%
計	276	235	85%

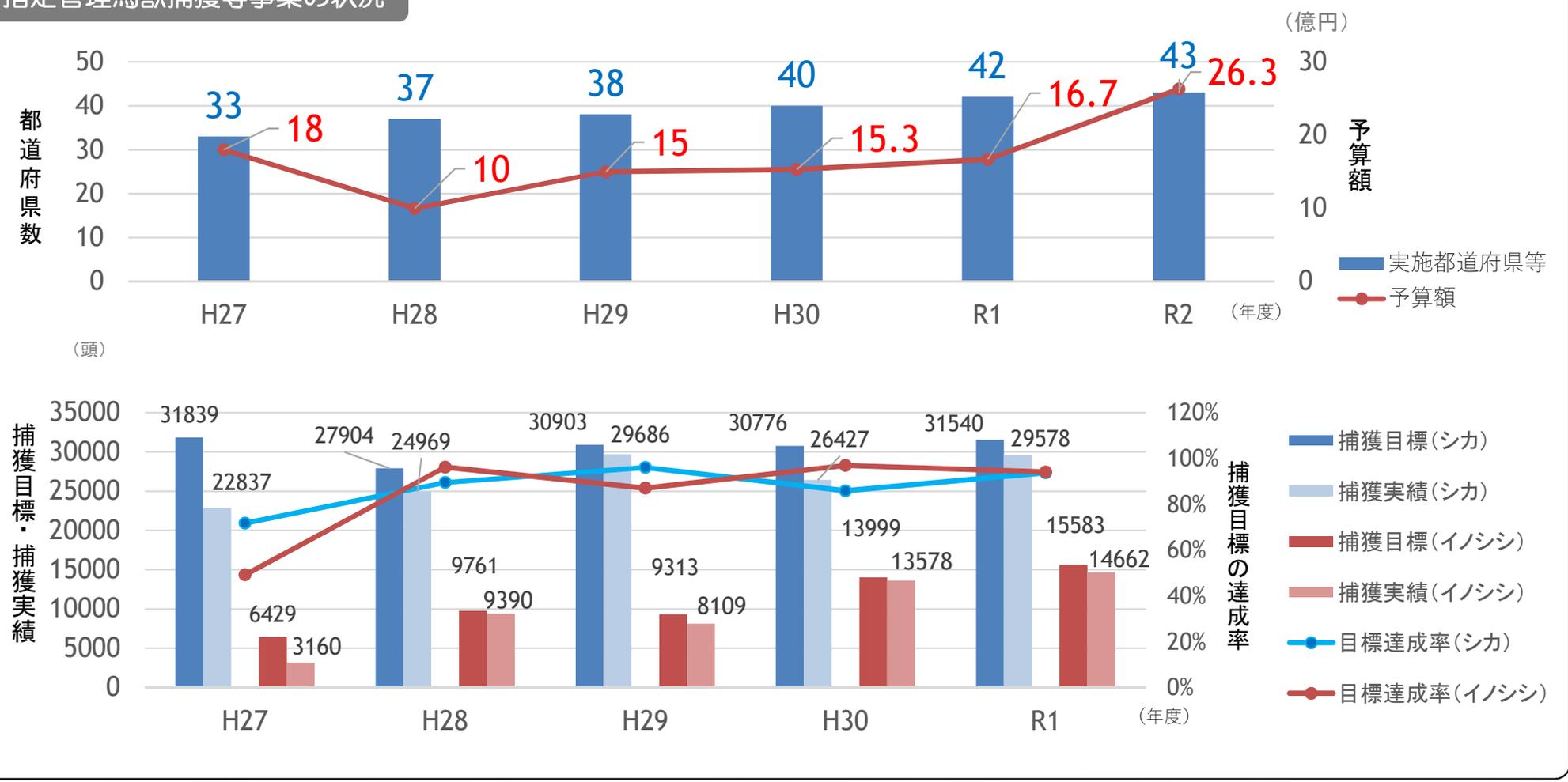


都道府県内の認定事業者の質に対する都道府県の認識(N=38)

出典: H29都道府県へのアンケート調査結果を元に作成

1-2. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業）

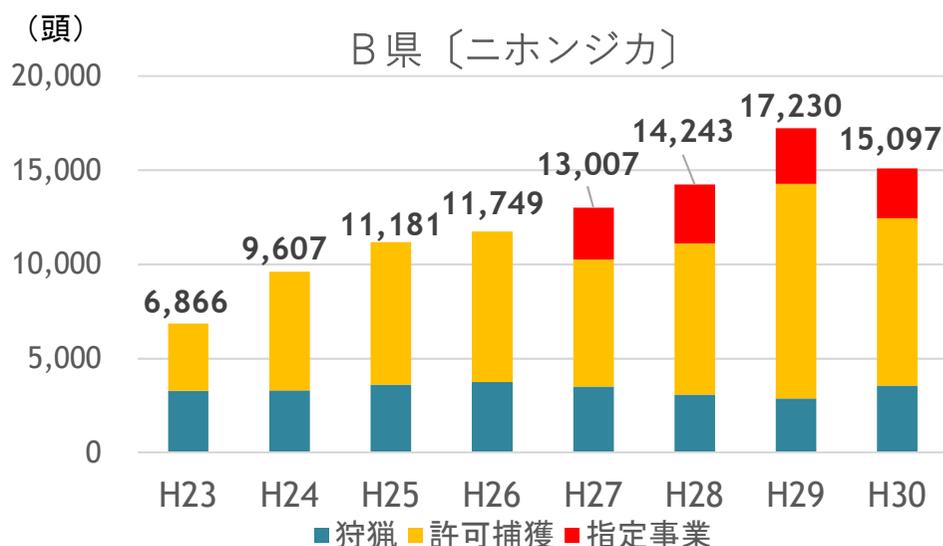
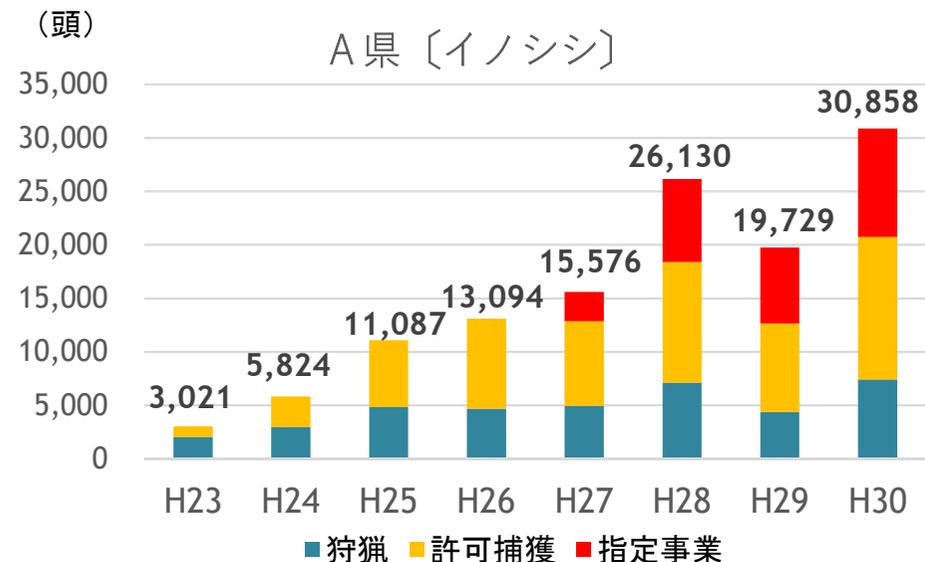
指定管理鳥獣捕獲等事業の状況



1-2. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業）

指定管理鳥獣捕獲等事業による効果（捕獲推進）

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により、ニホンジカ、イノシシの捕獲頭数が増加している県も見られるようになってきている。
- 一方で、本事業が狩猟等の既存の捕獲に置き換わり、捕獲数の上積みになっていない県もある。

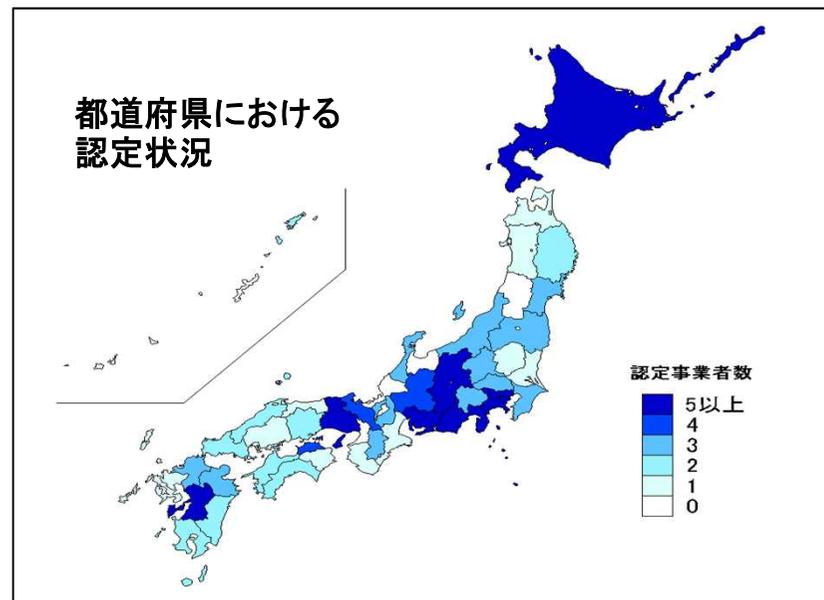
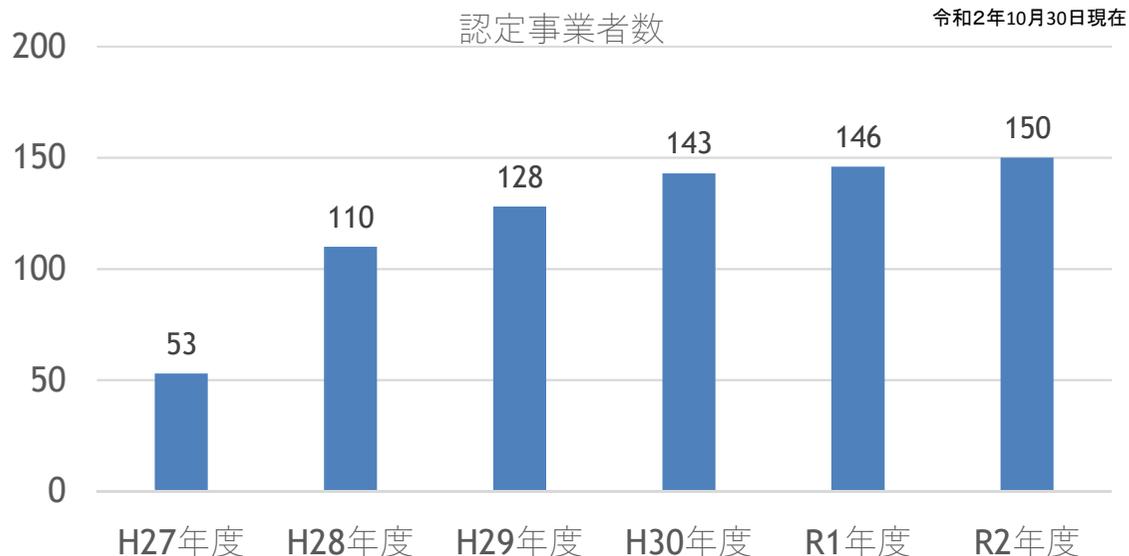


指定管理鳥獣に関する広域協議会の設置状況

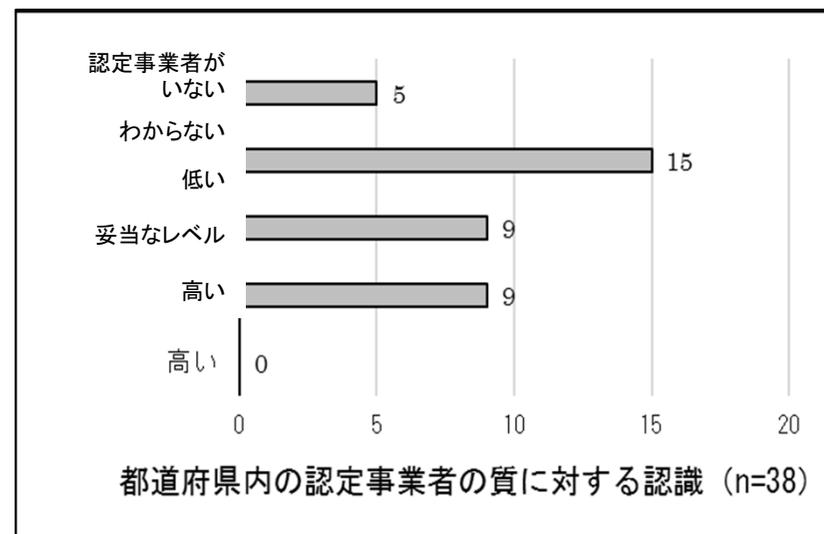
対象鳥獣	協議会名	構成員	事務局	実施状況
ニホンジカ	福島茨城栃木連携捕獲協議会	3県(国無し)	県	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度は福島県、茨城県、栃木県の3県で協議会を設置し、県境地域にある八溝山(やみぞさん)周辺地域におけるシカの糞塊密度調査を実施。 ○令和2年度は糞塊密度調査や県境地域における効果的な捕獲等を実施予定(指定管理事業交付金を活用)。
	関東山地ニホンジカ広域協議会	5都県、国(農、林、環)	環境省(関東)	<ul style="list-style-type: none"> ○広域協議会において、シカの生息・捕獲状況や植生変化のモニタリング結果などの情報共有・分析等を実施。 ○環境省では、令和元年度は乾徳山(けんとくさん;山梨県)で捕獲等を実施。令和2年度は広域植生モニタリング等を実施予定。

1-3. 鳥獣の管理の強化（認定鳥獣捕獲等事業者）

認定鳥獣捕獲等事業者の状況



年度	指定管理鳥獣捕獲等事業 (捕獲業務契約件数)	認定鳥獣捕獲等事業者受託件数	認定鳥獣捕獲等事業者受託割合
H27	32	27	84%
H28	44	29	66%
H29	49	49	100%
H30	59	49	83%
R1	92	81	88%
計	276	235	85%



都道府県内の認定事業者の質に対する都道府県の認識(N=38)

出典: H29都道府県へのアンケート調査結果を元に作成

2-1. 鳥獣の保護の推進（希少鳥獣）

局所的に被害防止目的で捕獲されている野生鳥獣（例）

NT

旧カテゴリー(レッドリスト 2019): なし

チドリ目カモメ科

【鳥類】

オオセグロカモメ

Larus schistisagus Stejneger, 1884

カテゴリー判定基準: a)

基礎情報	
本種は、全長約 64 cm のカモメ科鳥類である。主たる繁殖分布域は、沿海州、オホーツク海、カムチャツカ半島、サハリン、千島列島、北海道、本州北部の沿岸域である。越冬期は繁殖地に留まる個体と南下する個体があり、日本では北海道から関東地方で多数が、それ以南では少数が越冬する。ほとんどの個体が海岸から沿岸海上に周年生息し、魚類、甲殻類などを食べる。人やキツネ等の捕食者が近づけない孤島、崖地、離岸防波堤、建物の屋上などで主に集団繁殖する。	
分布域・生息地・個体数の現況	
現在の本種の繁殖地は、北海道全域、東北地方、北陸地方に点在している。しかし、1980 年代に多数が繁殖していた多くの繁殖地では、繁殖個体数の著しい減少が続いている。一部地域では、2000 年以降に港湾施設や家屋上で繁殖する個体数が増えているが、これらの繁殖個体数を足し合わせても、1980 年代の総繁殖個体数には満たないと考えられる。減少要因は明らかではないが、オジロワシによる捕食圧の増加や餌資源の減少が考えられる。	
随時見直しの評価理由	
本種は 2000～2015 年に全国で 72 コロニー・4,456 巣が確認されている。また、主に 2000 年以降に北海道内各地の港湾施設や家屋上で新たに繁殖する個体が確認されている。しかし、天売島、知床半島、モユルリ島、ユルリ島における本種の巣数は、2004～2013 年に 20.9～86.3% 減少した(環境省自然環境局生物多様性センター 2015)。また、我が国の本種の繁殖個体数は、1980～2015 年に大きく減少したと推定された(Senzaki et al. in press)。このように、我が国における本種の個体数は近年急激に減少していると考えられることから、本種の評価の見直しを行う。	
存続を脅かす要因	不明(99) 海岸開発(14) 捕獲・狩猟(41) 捕食(在来種による)(52-4) その他(71)
参考文献	
環境省自然環境局生物多様性センター、2015。重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト 1000)海鳥調査第2期とりまとめ報告書。87pp。 Senzaki, M., A. Terui, N. Tomita, F. Sato, Y. Fukuda, Y. Kataoka and Y. Watanuki. Long-term declines in common breeding seabirds in Japan. Bird Conservation International, in press.	

執筆者:先崎理之(北海道大学)

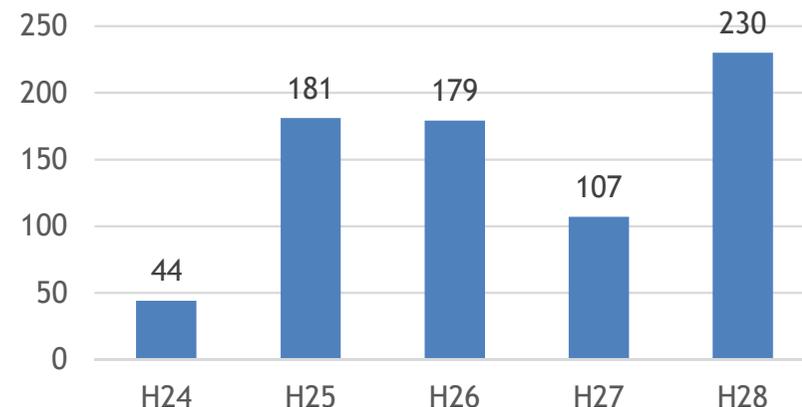
出典:環境省レッドリスト2020補遺資料



モニタリングサイト1000海鳥調査 撮影者:富田直樹

(羽)

オオセグロカモメ捕獲数 (被害防止目的での許可捕獲)



出典:鳥獣関係統計

2-1. 鳥獣の保護の推進（希少鳥獣）

基本指針における希少鳥獣等の指定の定義と、レッドリストカテゴリーの判定基準

基本指針における希少鳥獣等の指定の定義

レッドリストカテゴリーの判定基準

①絶滅危惧 I A・I B類又はII類に該当する鳥獣

- 絶滅危惧の基準はA～Eの5つの基準によって構成
- ・ 個体群の減少（減少率の程度）
 - ・ 生息地面積・出現範囲の僅少等
 - ・ 減少傾向のある小個体群（個体数自体が小さく、かつ減少傾向にある）
 - ・ 極めて小さい個体群（成熟個体数が非常に小さい）
 - ・ 数量解析による絶滅の可能性

②絶滅危惧 I A・I B類又はII類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣

—

③絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う

- 次のいずれかに該当する地域個体群
- ①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドリスト掲載種に準じて扱うべきと判断される地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルでみた場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。ただし、分布が単一の都道府県に収まる地域個体群を除く。
 - ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。

希少鳥獣の捕獲許可基準（抜粋）

【鳥獣捕獲許可等取扱要領】

II 鳥獣の捕獲に関する審査基準

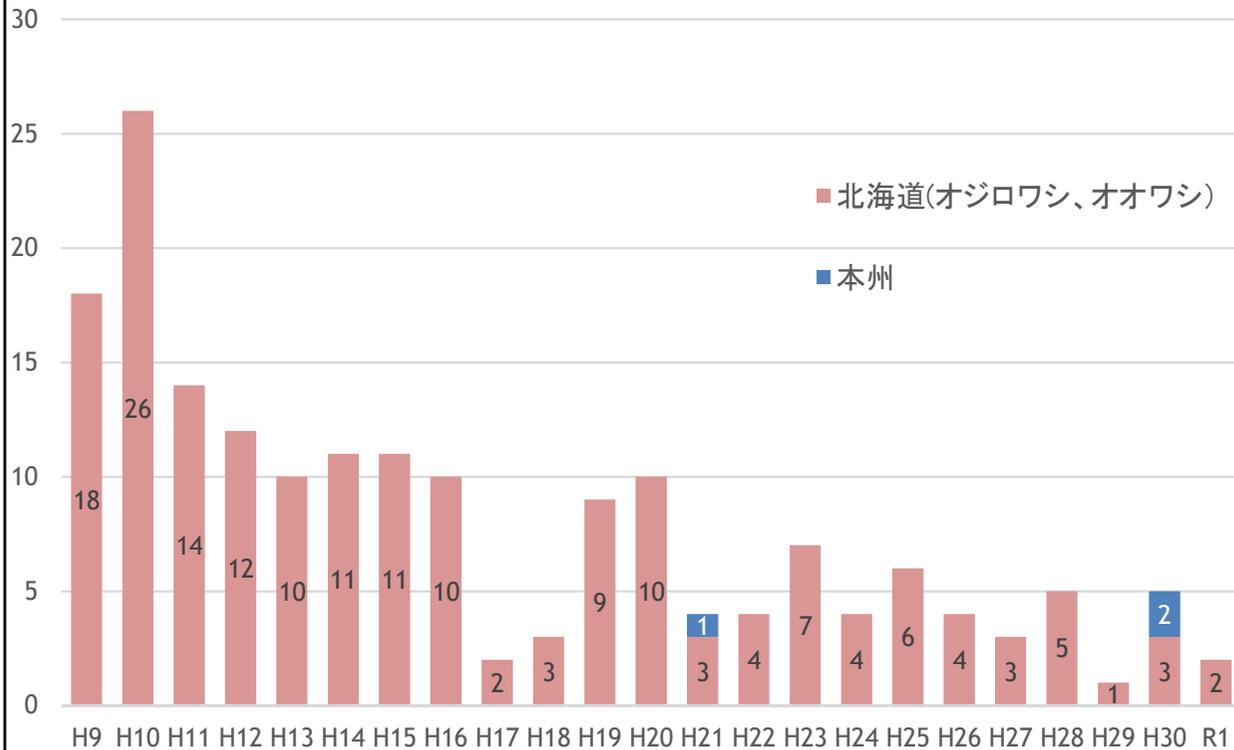
2. 被害防止を目的とする場合

③ 方法

希少鳥獣を対象とした捕獲については、原則として殺傷等を伴う方法ではないこと。

2-2. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛中毒及び鉛汚染の防止）

猛禽類における鉛中毒確認数



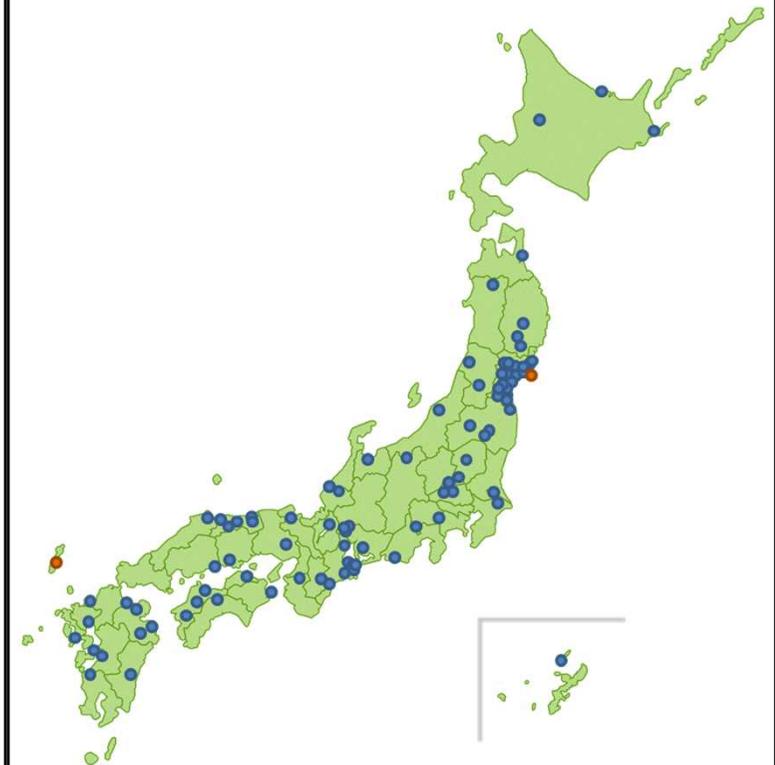
出典:

- ・北海道庁HP「ワシ類の鉛中毒対策について」
- ・北海道地方環境事務所報道発表「令和元年度国内希少野生動植物種シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシの傷病個体収容結果について」
- ・平成28年度猛禽類・水鳥の鉛中毒事故実態調査検討業務報告書
- ・環境研究総合推進費「希少鳥類の鉛汚染実態把握を行うための効率的な全国サーベイランス技術の開発」中間研究成果報告書を元に作成

指定猟法禁止区域の指定状況

- 鉛製銃弾又は鉛製散弾使用禁止区域(148区域、約11.3万ha)
- 鉛製ライフル弾又はライフル銃使用禁止区域(2区域、約5.8万ha)

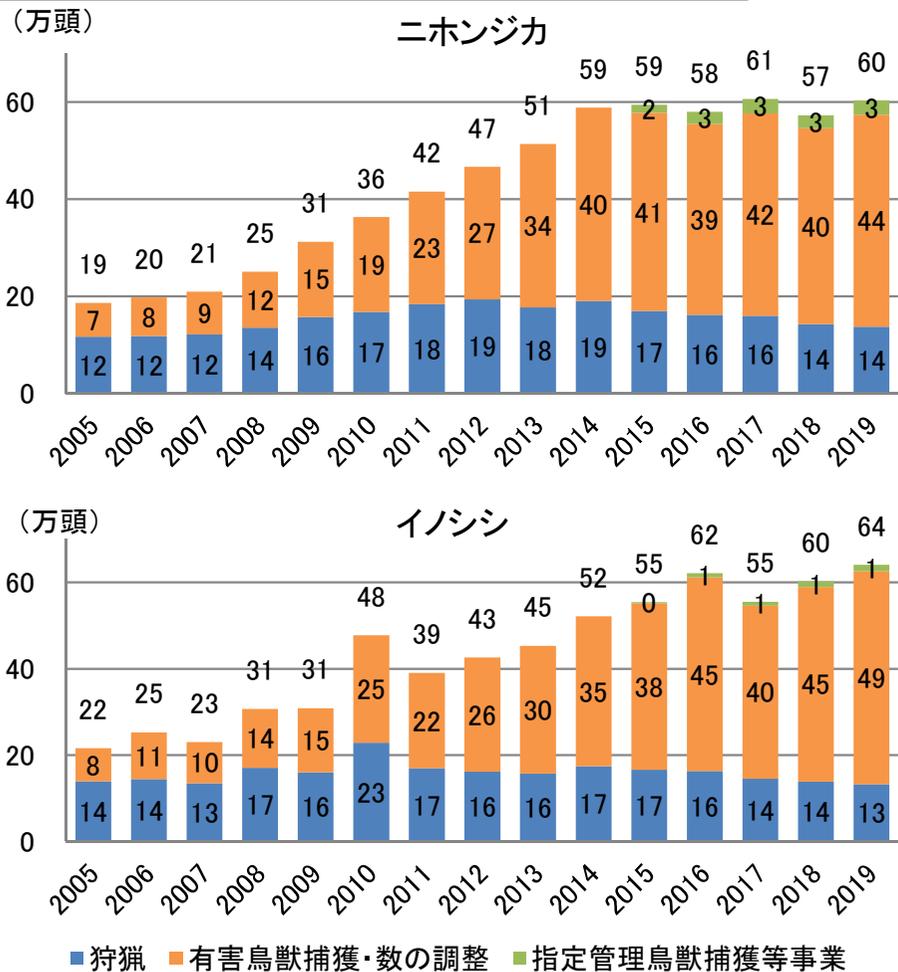
※北海道は全域が鉛製ライフル弾及び7mm以上の鉛製散弾使用禁止区域



出典: 都道府県の鳥獣保護区等位置図より作成

2-3. 鳥獣の保護の推進（錯誤捕獲の防止）

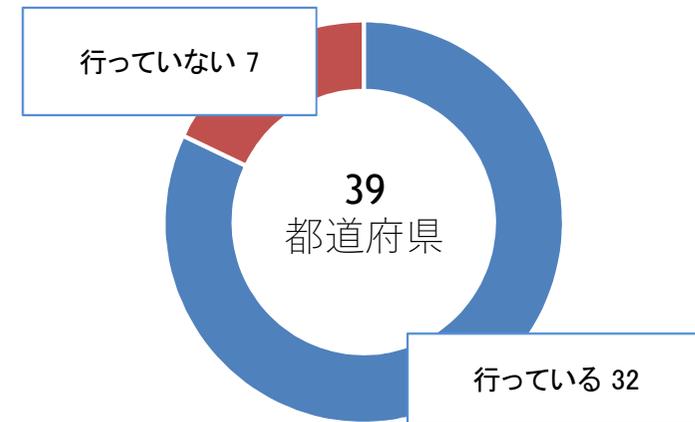
ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）



錯誤捕獲の情報収集の状況

- クマ類の錯誤捕獲を防止する目的で、くくりわなを用いた捕獲に関する情報収集を行っている県は32県。
- 情報収集を行っている場合であっても、必ずしも錯誤捕獲の情報として十分に活用できていない。

クマ類の錯誤捕獲を防止する目的で、くくりわなを用いた捕獲に関する情報収集の実施の有無



※クマ類が生息していない九州各県・沖縄県を除く

出典：令和2年度に実施した都道府県へのアンケート調査結果を元に作成

2-3. 鳥獣の保護の推進（錯誤捕獲の防止）

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施している錯誤捕獲防止の取組例

- 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴う錯誤捕獲の情報を可能な限り収集することとされている。
- 都道府県が事業を実施するにあたり、錯誤捕獲の防止にも取り組んでいる。

都道府県名	取組の内容
青森県、滋賀県	誘因される種を限定するような誘因餌を用いることで錯誤捕獲を防止
石川県	ICTによる遠隔監視を行いながら操作することで錯誤捕獲を発生させない
富山県	カメラで事前に鳥獣の生息状況を把握し、わなを稼働させるかを判断
香川県	くくりわなが中型動物の重量では稼働しないよう調整

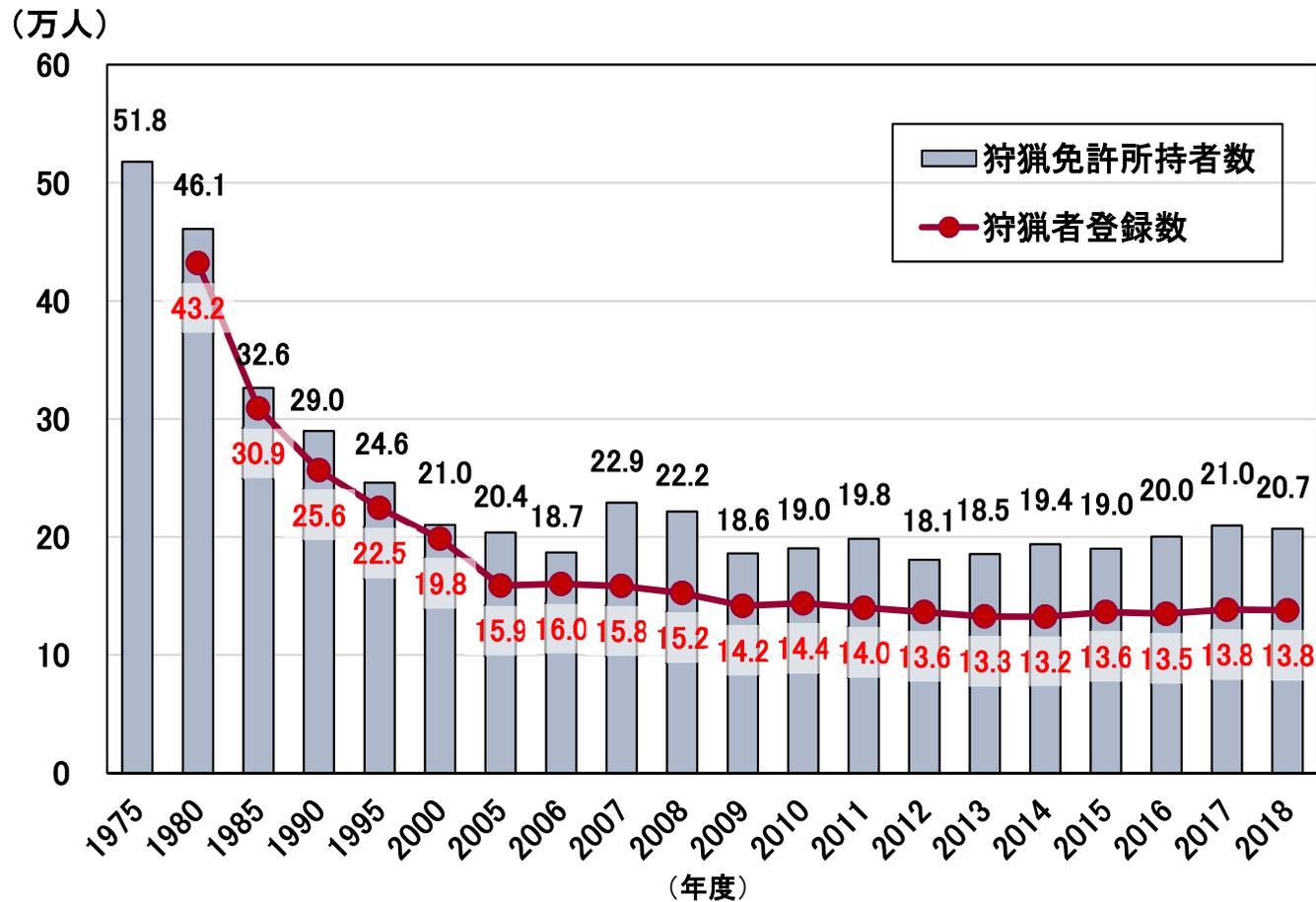
出典：各都道府県の指定管理鳥獣捕獲等事業評価報告書を元に作成

錯誤捕獲された鳥獣の放獣時に生じた事故の事例

- 愛知県新城市において、個体数調整目的でイノシシ等の捕獲を行っていた70歳男性が、わなの見回り中にくくりわなにカモシカがかかっていることを確認。1人でカモシカを放獣しようとしたところ、角で太ももの付け根を刺され、死亡。（令和2年10月）

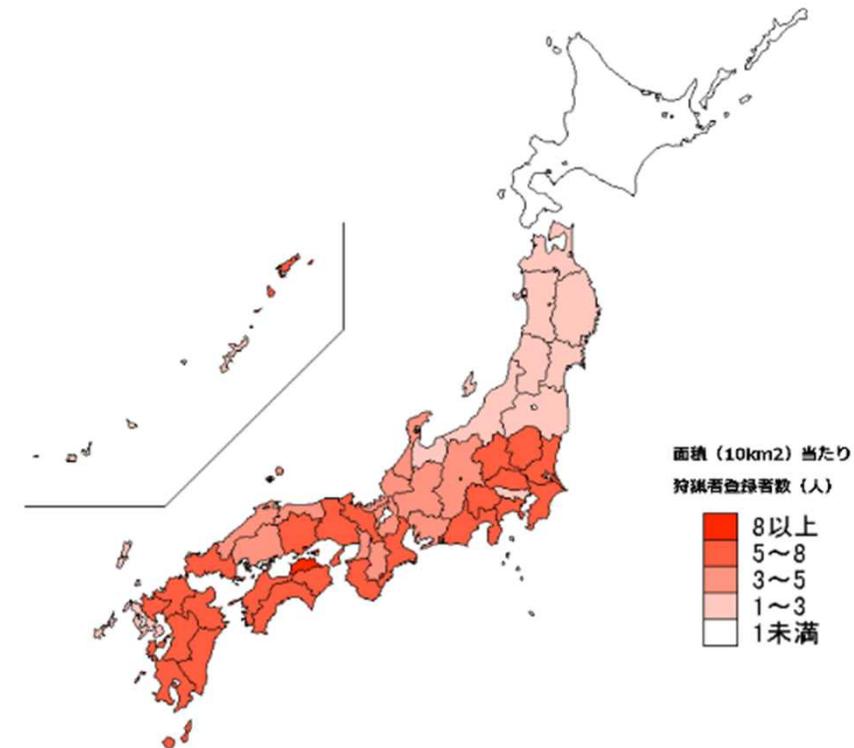
3. 鳥獣保護管理の人材育成

狩猟免許所持者数・狩猟者登録者数の推移



※狩猟免許所持者数・狩猟者登録者は種別毎の延べ人数
 ※狩猟者登録制度は1978年から開始
 ※2017年度、2018年度は速報値

面積（10km²）当たりの狩猟者登録者数の状況

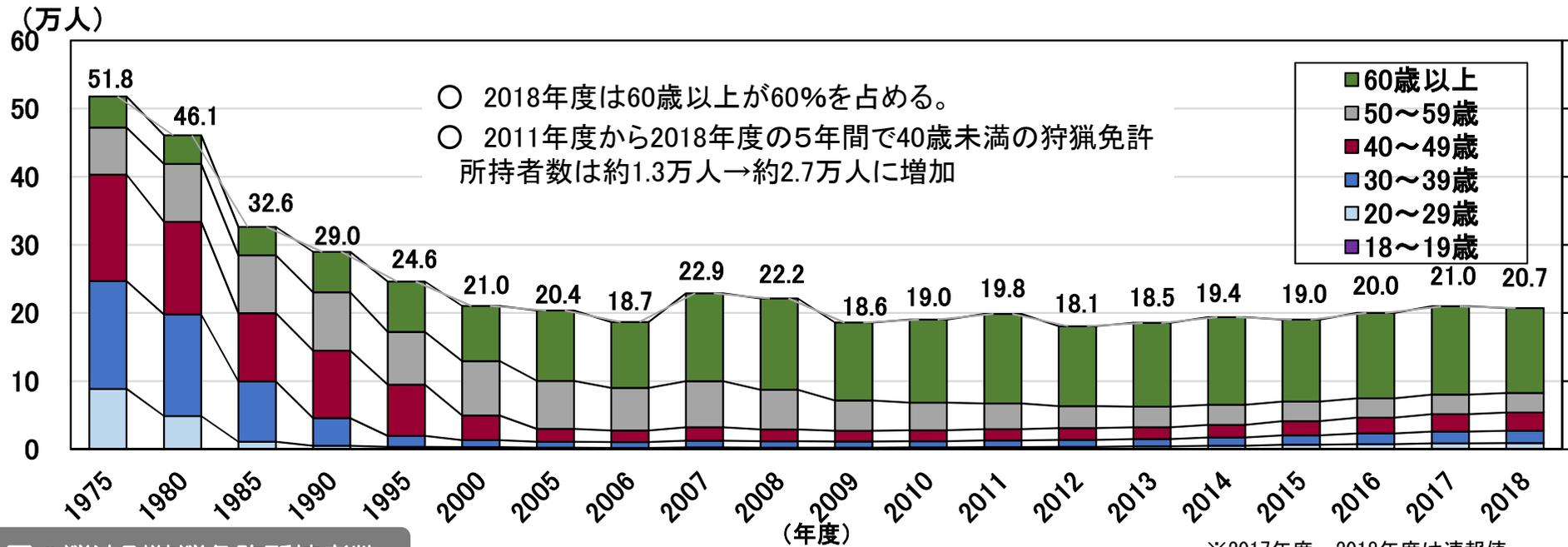


※北海道の狩猟者登録者数全国で最も多いが、面積も大きいため1未満となっている

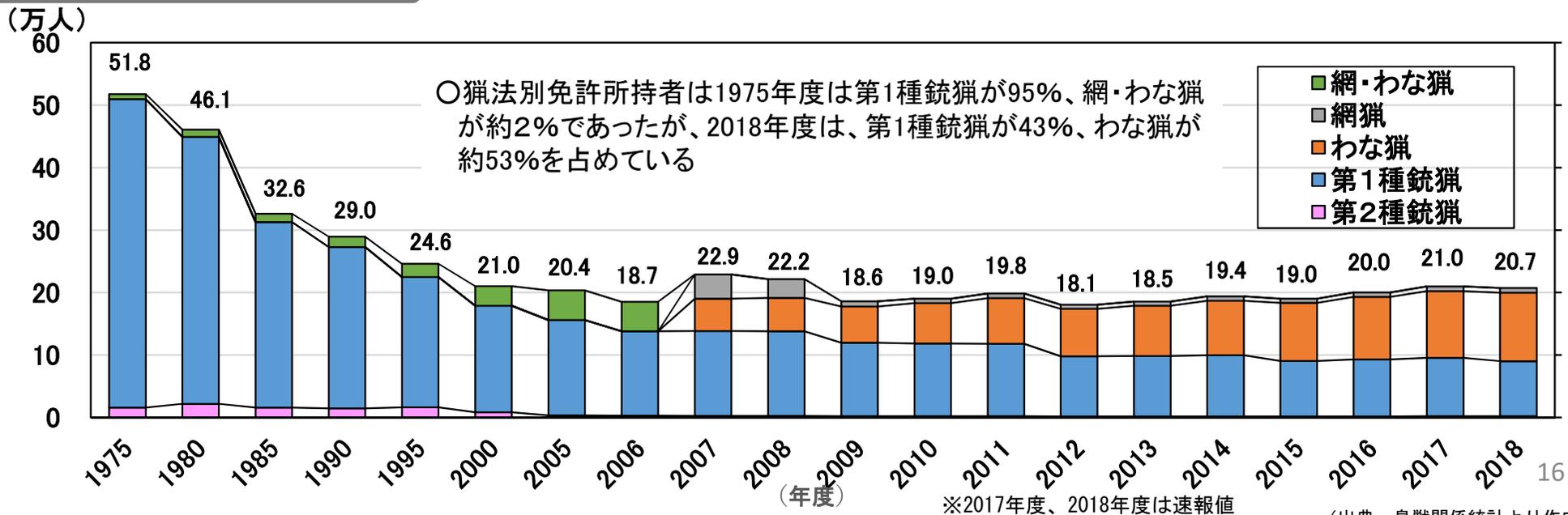
(出典：鳥獣関係統計より作成)

3. 鳥獣保護管理の人材育成

全国の年齢別狩猟免許所持者数



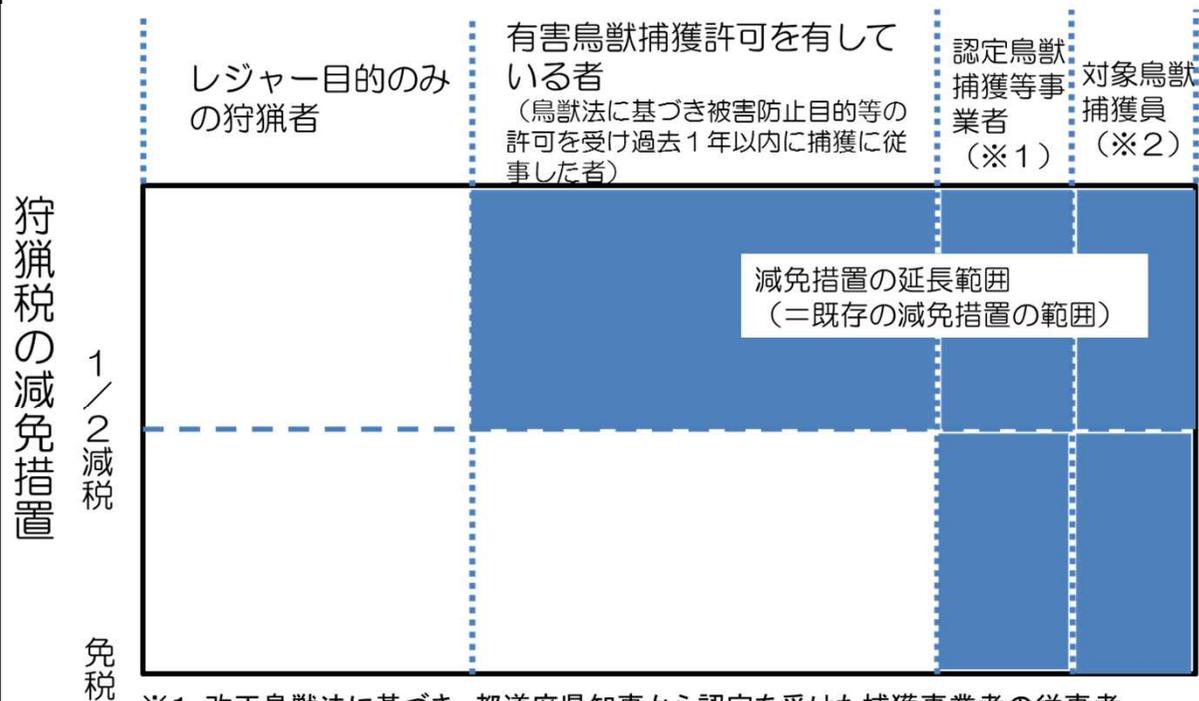
全国の猟法別狩猟免許所持者数



3. 鳥獣保護管理の人材育成

狩猟税の減免措置の概要

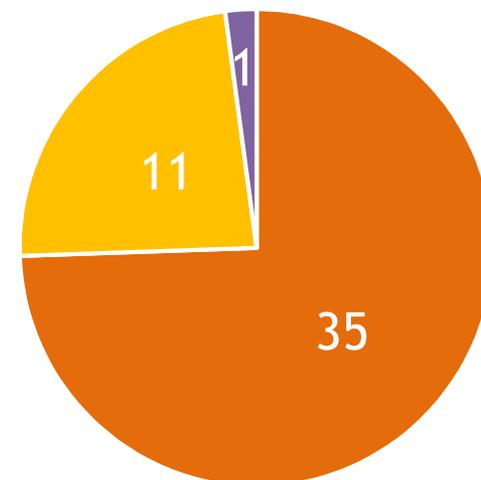
- 平成31年度税制改正により、平成27年度から実施してきた狩猟税の減免措置を継続(令和6年3月31日までの時限措置)
- 通常の税額は、銃猟(装薬銃)で16500円、わな猟・網猟で8200円、銃猟(空気銃)で5500円/年



※1:改正鳥獣法に基づき、都道府県知事から認定を受けた捕獲事業者の従事者(過去1年以内に実際に捕獲に従事した都道府県において適用)

※2:鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村長から任命されて捕獲を行う者

狩猟税の減免措置に関する都道府県の意向



■ 賛成 ■ 条件付き賛成 ■ 反対

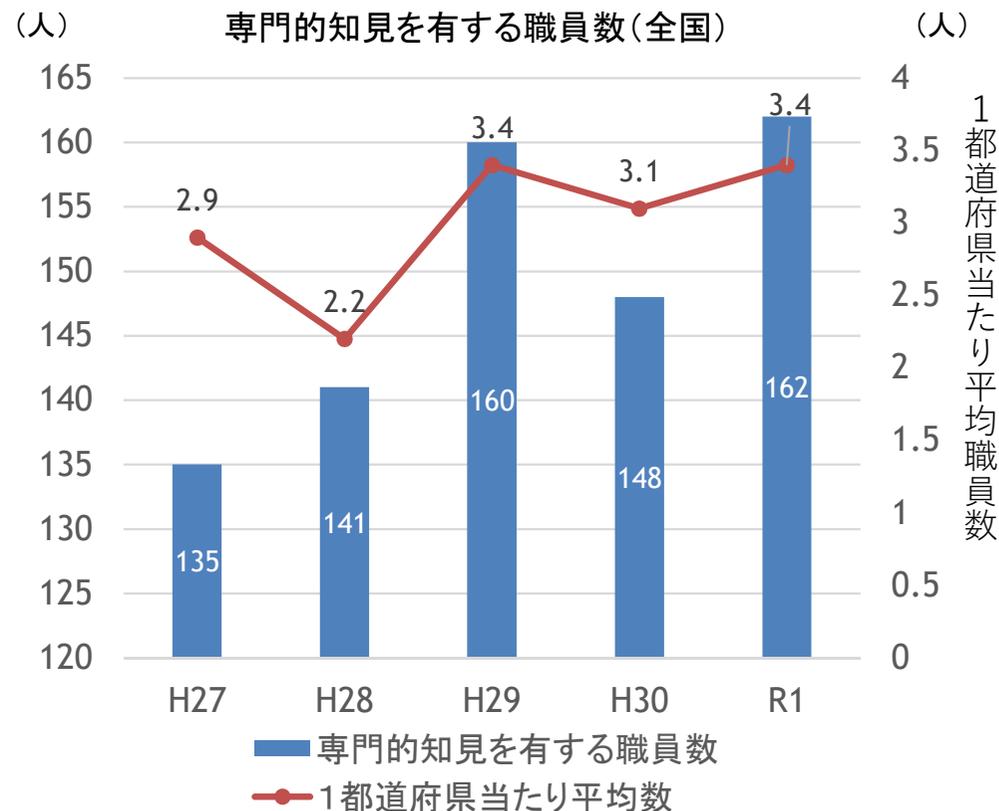
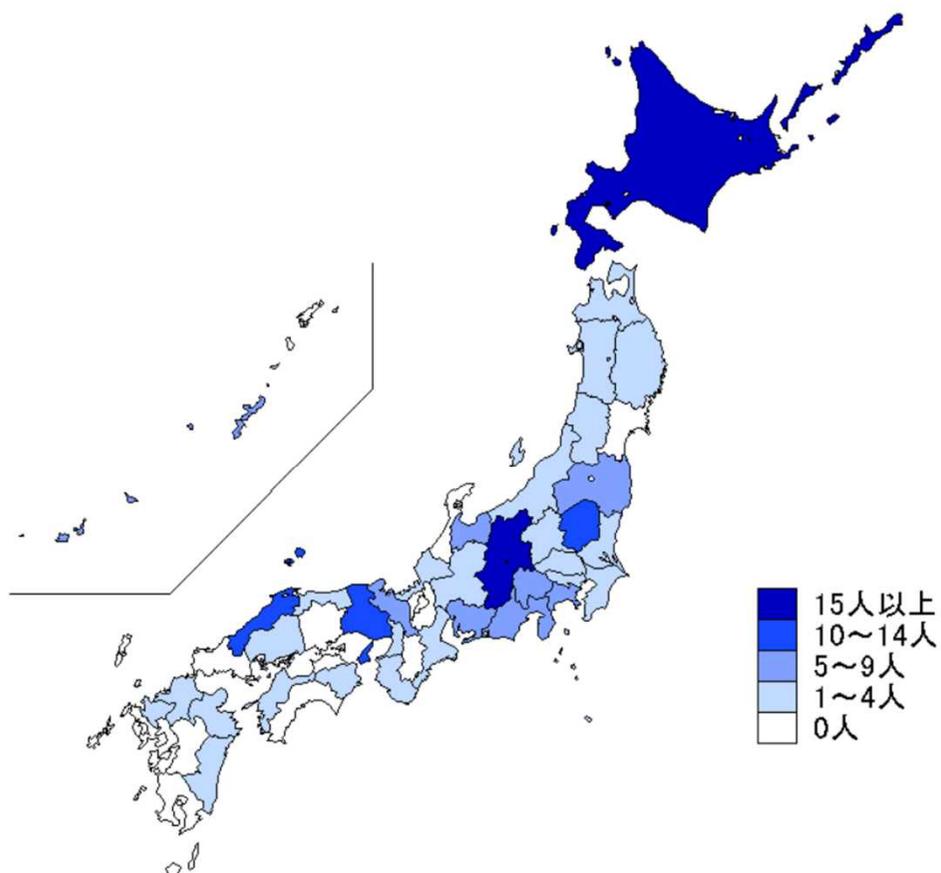
【賛成の主な理由】

- ・捕獲の担い手になるメリットとなり、担い手確保の一助となる。
- ・狩猟者の減少及び高齢化により、今後の捕獲の担い手の確保が重要な課題となっている中で、経済的負担の軽減は一層重要であるため。
- ・軽減措置が捕獲従事者に対するインセンティブとなり、捕獲数の増加につながる。

出典：平成30年度狩猟税の軽減措置に関する都道府県アンケート結果をもとに作成

3. 鳥獣保護管理の人材育成

専門職員数 (人)



(出典:環境省HP「都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員の配置状況について」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort11/effort11.html> より作成)

※調査における専門的知見を有する職員は、以下の①～⑤の職員としている

- ①環境省の人材登録事業の登録者 ②農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者
- ③環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会又は農林水産省の鳥獣被害 対策地域リーダー育成研修を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者
- ④鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有する者 ⑤上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者

3. 鳥獣保護管理の人材育成

環境省における人材育成の取組

- 狩猟免許取得促進のための取組の継続（狩猟フォーラム等）
- 十分な捕獲技術を持った次世代の狩猟者育成のためのプログラムや体制（例：狩猟インストラクター制度の検討・運用など）の構築
- 個体群管理や生息環境管理、被害防除対策といった鳥獣管理を担うことができる人材・団体の育成・支援
- 鳥獣プロデータバンクに登録された人材の活用推進
- 狩猟税の減免措置の継続等による経済的負担の軽減

猟友会と連携した人材育成の取組

広域専門捕獲隊

対象：都道府県猟友会長推薦の選抜捕獲隊員
内容：人格や安全・捕獲技術が優れた者を選定

ハンティングアカデミー

対象：狩猟免許取得済の者
内容：法令・狩猟知識を再学習。有害捕獲の現場や、止めさし、解体等を見学

狩猟学校（ハンティングスクール）

対象：狩猟免許取得前の者
内容：射撃場で「狩猟学校」を開設。法令や真バーを学ぶとともに、ハンター仲間が得られる

大学等と連携した高度専門人材育成

- 農林水産省、林野庁、環境省共同で、有識者による検討会を設置
- 生態学、狩猟学のほか、狩猟管理、野生動物管理、被害管理、動物疾病等に関するプログラムの作成

関係省庁、都道府県と連携した人材育成の取組

農林水産省を始めとした関係省庁、都道府県における鳥獣被害対策の人材育成の取組

関係省庁、
都道府県、
猟友会、
大学等と連
携した人材
育成を推進

4. 野生鳥獣に由来する感染症対策

感染症に関する環境省の主な取組

鳥インフルエンザ

<通常時>

①野鳥におけるウイルス保有状況調査（サーベイランス）

- ・都道府県、研究機関等と連携し、野鳥における全国的なサーベイランス（死亡野鳥調査・糞便調査）を実施（平成20年～）

②渡り鳥の飛来状況調査

- ・全国52か所で9～5月に月2回（国指定鳥獣保護区は月3回）、渡り鳥の飛来状況を調査・情報提供（平成19年～）

③渡り鳥の飛来経路解明

- ・人工衛星を活用し、渡り鳥の飛来状況を追跡（平成19年～）

<発生時>

- ・野鳥監視重点区域の指定、緊急調査の実施
- ・野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げによる野鳥の監視強化等

CSF（豚熱）

①野生イノシシの捕獲強化

- ・農林水産省、関係都府県と連携し、養豚場の周辺や侵入・拡散リスクが高い地域等を「捕獲重点エリア」に設定し、野生イノシシの捕獲を強化（令和元年～）、交付金による捕獲支援（平成30年～）

②野生イノシシの捕獲時の防疫措置の徹底

- ・野生イノシシを捕獲等する際に捕獲従事者等が実施すべき防疫措置を手引きとして作成、講習会の実施（令和元年～）

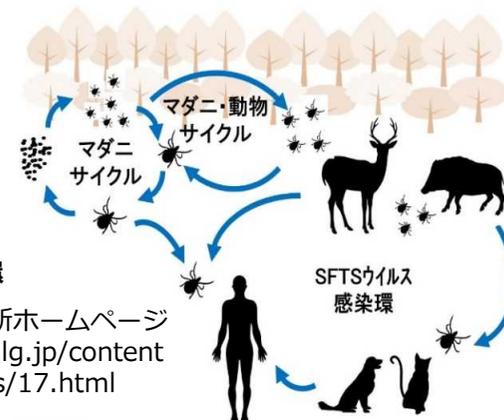
③野生イノシシにおける感染確認検査の実施

- ・野生イノシシでの非感染確認具を対象として、環境省において野生イノシシのCSF・ASF感染確認検査に協力（令和元年～）

リスクが指摘される鳥獣が関わる感染症の例

○SFTS（重症熱性血小板減少症候群）

- ✓ 平成25年に国内で初めて患者が確認され、西日本を中心に500人以上が感染。
- ✓ ニホンジカやアライグマ等のほ乳類に寄生するマダニに刺されることにより感染。
- ✓ 特にネコ科動物は感染した際の症状が重いとされ、我が国に生息するヤマネコへの影響も懸念。



右図：SFTSウイルスの感染環

（出典）宮崎県衛生環境研究所ホームページ
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/content/s/org/fukushi/eikanken/news/17.html>

○ウエストナイル熱

- ✓ 国内での報告はないが、ヨーロッパ、北米等で発生。
- ✓ 主に蚊に刺されることにより感染。鳥類と蚊の感染環で維持され、国内にも感染しうる鳥類や馬が生息。
- ✓ 鳥類（猛禽類）や馬（在来馬）など希少鳥獣等への影響が懸念。

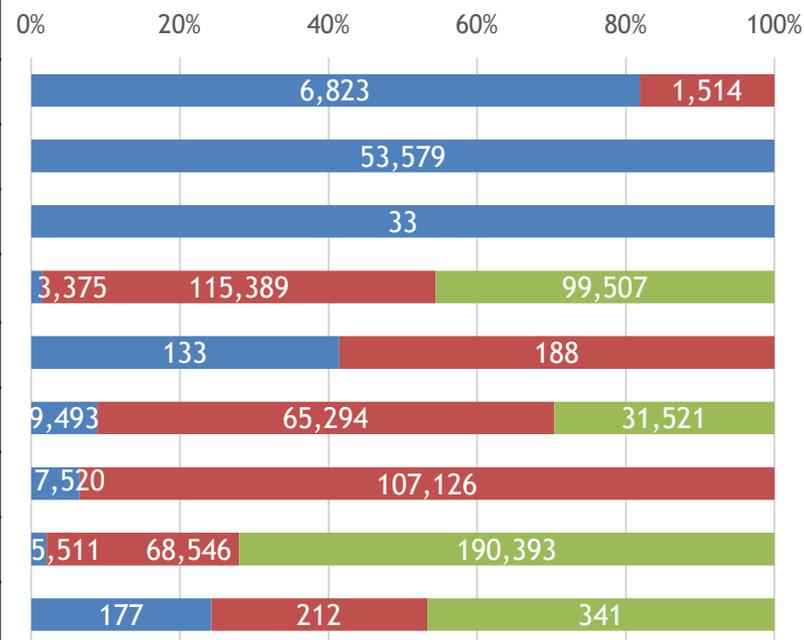
5-1. 外来鳥獣対策の推進

狩猟鳥獣に含まれる外来鳥獣の概況

種名	特定外来生物指定	捕獲数合計(H19~H28年度)				狩猟の割合
		狩猟	被害防止目的の捕獲	外来生物法に基づく防除	計	
コウライキジ		6,823	1,514	-	8,337	81.8%
コジュケイ		53,579	0	-	53,579	100.0%
シマリス※		33	0	-	33	100.0%
クリハラリス(台湾リス)	○	3,375	115,389	99,507	218,271	1.5%
チョウセンイタチ※		133	188	-	321	41.4%
ヌートリア	○	9,493	65,294	31,521	106,308	8.9%
ハクビシン		7,520	107,126	-	114,646	6.6%
アライグマ	○	5,511	68,546	190,393	264,450	2.1%
ミンク	○	177	212	341	730	24.2%

※シマリスは北海道では在来種、チョウセンイタチは長崎県対馬では在来種
(出典: 鳥獣関係統計より作成)

捕獲種別の捕獲数



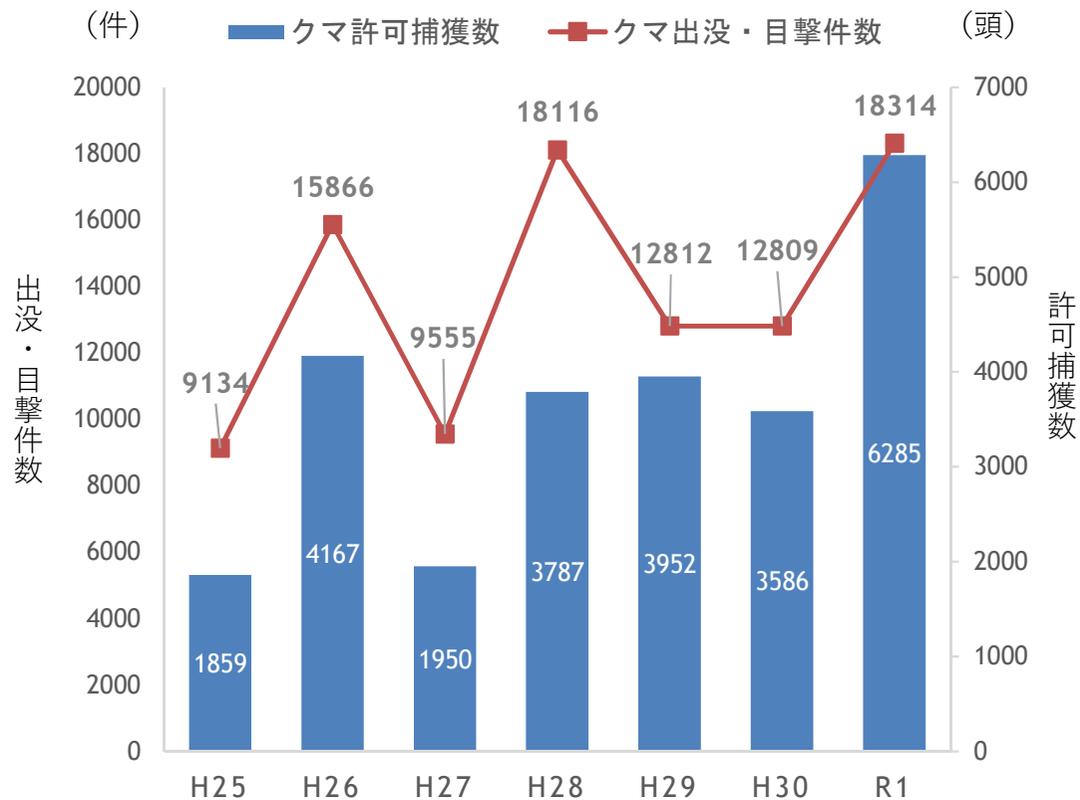
- 狩猟による捕獲
- 被害防止目的の捕獲
- 外来生物法に基づく防除としての捕獲

狩猟鳥獣以外の外来鳥獣の概況

種名	特定外来生物指定	捕獲数合計(H19~H28年度)		
		被害防止目的の捕獲	外来生物法に基づく防除	計
キョン	○	18,719	13,516	32,235
マンダース	○	3,280	8,247	11,527

5-2. 市街地出没等における円滑な対応の推進

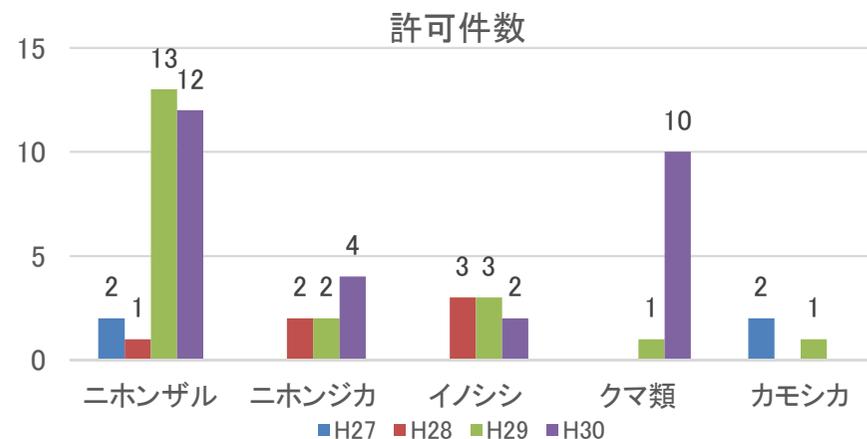
クマ類の出没・目撃件数と許可捕獲数の推移



※出没・目撃件数に北海道は含まれていない

(出典: 環境省HP「クマに関する各種情報・取組」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html> より作成)

住居集合地域における麻醉銃猟の許可件数と捕獲頭数の推移



獣種名	許可件数					捕獲頭数				
	H27	H28	H29	H30	合計	H27	H28	H29	H30	合計
ニホンザル	2	1	13	12	28	6	11	8	6	31
ニホンジカ		2	2	4	8		3	2	56	61
イノシシ		3	3	2	8		3	3	11	17
クマ類			1	10	11			1	8	9
カモシカ	2		1		3	2		1		3
合計	4	6	20	28	58	8	17	15	81	121

(出典: 令和元年度に実施した都道府県アンケートより作成)

5-3. 鳥獣保護管理のデジタル化

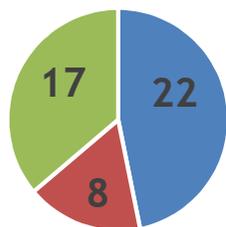
捕獲情報収集システム

地方公共団体等が収集する鳥獣の捕獲等にかかる情報を国において収集し、一元的に管理

- **メインシステム**
捕獲情報の入力・集計・報告を行う
- **許可証等発行サブシステム**
狩猟免許等の発行や狩猟者台帳の管理等を行う
- **資料データ共有サブシステム**
鳥獣管理に関する各種統計データや資料等の共有を行う

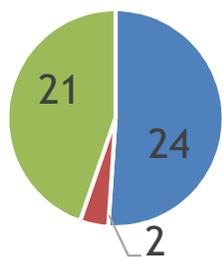
都道府県におけるシステム利用状況

メインシステム



- 既に利用している
- 試験的に利用
- まだ利用していない・その他(未回答を含む)

許可証等発行サブシステム



例: 許可捕獲の入力項目

わな設置記録	捕獲位置情報
許可番号	許可番号
従事者番号	従事者番号
市町村名	捕獲年
メッシュ番号	捕獲月
設置開始年	捕獲日
設置開始月	捕獲方法
設置開始日	猟具
設置終了年	鳥獣区分
設置終了月	鳥獣名
設置終了日	雄雌区分
箱わな設置数	齢
囲いわな設置数	捕獲数
くくりわな設置数	目撃数 (捕獲数を除く)
その他わな設置数	出猟者数
	市町村名
	メッシュ番号
	処置概要

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業におけるICTを活用したわな猟の取組 (令和元年度実施例)

わな一括遠隔監視システムの運用	複数のわなの作動状況をクラウドサーバー上で一元管理して端末で確認できるシステムを運用し、見回りの省力化などの効果を検証。
ICT檻罟遠隔監視・操作システムの実証	インターネットを利用して、わなの様子を映像で確認し、遠隔操作で捕獲する手法の実証。
無線式捕獲管理システムを利用したくくりわな捕獲の検証	くくりわな捕獲の見回り労力軽減を図るため、無線式捕獲管理システムによる見回りの省力化やシステムの性能について技術検証。
ICT囲いわなの複合的な捕獲効率の検証	捕獲従事者の負担軽減のため、通信費等が発生しない「特定小電力無線(免許・登録申請が不要)」による小型発信器とトランシーバー型専用受信機を使用する安価な通信システムを検証。